

平成 23 年度

工事検査の状況

県土整備部
技術調査課検査指導室

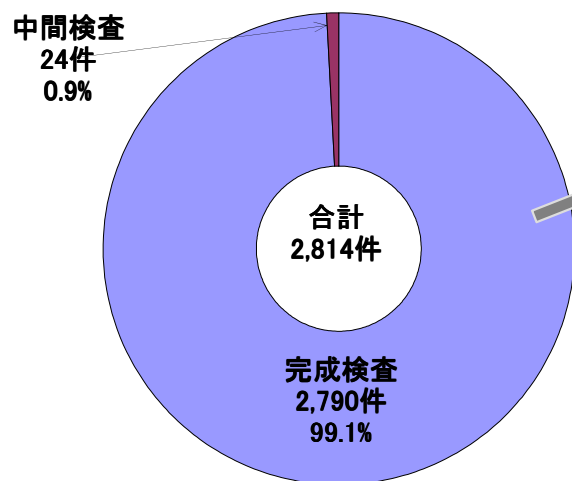
目 次

1. 工事検査内訳	1
1) 平成23年度工事検査内訳図（開発行為・宅地造成除く）	1
2) 平成23年度工事検査実績表	2
◎ 工事検査実績総括表	2
◎ 土木工事検査実績表	3
◎ 建築・設備工事検査実績表	4
3) 月別県工事完成検査件数(県土整備部関係)	5
2. 工事検査の結果	6
1) 平成23年度工事検査における指示事項一覧 (軽微な整備を必要とするもの)	7

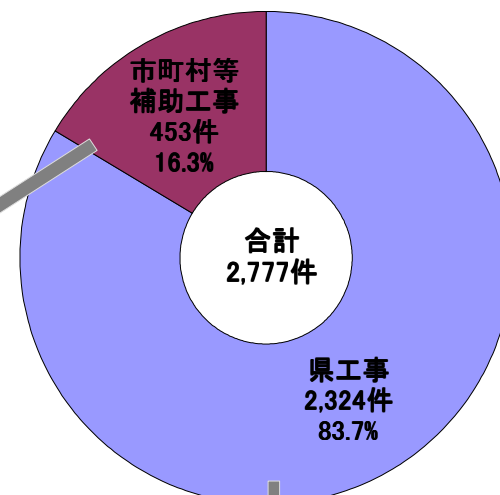
1. 工事検査内訳

1) 平成23年度工事検査内訳図(開発行為・宅地造成除く)

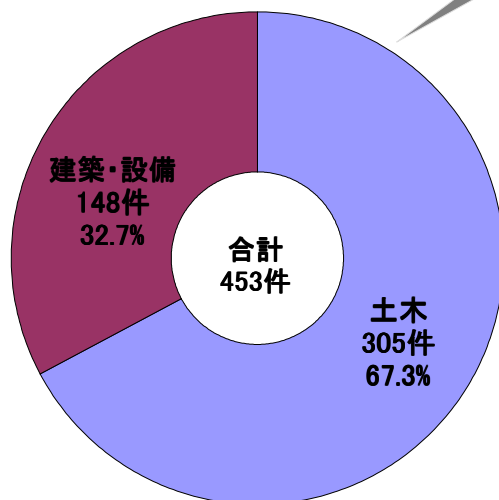
◎全工事



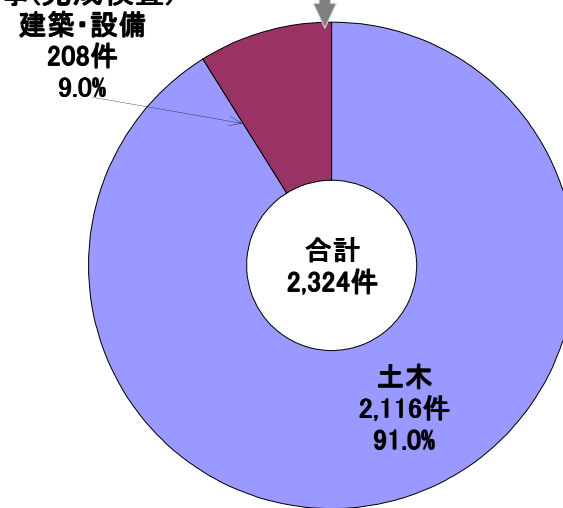
○完成検査(知事部局以外除く)



○市町村等補助工事(完成検査)



○県工事(完成検査)



2) 平成23年度工事検査実績表

◎ 工事検査実績総括表

知事部局の工事	完成検査(現地調査)件数			中間検査件数		
	計	土木	建築・設備	計	土木	建築・設備
県工事	2,324	2,116	208	24	22	2
市町村等補助工事	453	305	148			
小計	2,777	2,421	356	24	22	2

知事部局以外の工事	完成検査件数			中間検査件数		
	計	土木	建築・設備	計	土木	建築・設備
住宅供給公社	13	2	11			
小計	13	2	11			

合計	2,790	2,423	367	24	22	2
----	-------	-------	-----	----	----	---

◎ 土木工事検査実績表

○県工事 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
環境生活部	2	1			3	3
商工観光労働部	2		2		4	4
県土整備部関係 (各振興局建設部等含む)	3	4	12	3	22	2,131
	1,641	193	243	32	2,109	
計	3	4	12	3	22	2,138
	1,645	194	245	32	2,116	

うち250万円未満 0件
うち250万円未満 497件

○市町村等補助	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
	190	51	42	22	305	305

○知事部局以外	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
住宅供給公社	2				2	2
計	2				2	2

上段 中間検査
下段 完成検査

◎ 建築・設備工事検査実績表

○県工事 執行機関	工事費区別				検査区別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
農林水産部	5		1	1	7	7
県土整備部関係 (各振興局建設部等含む)	134	27	28	12	201	
計	139	27	29	13	208	210

うち250万円未満 3件
うち250万円未満 23件

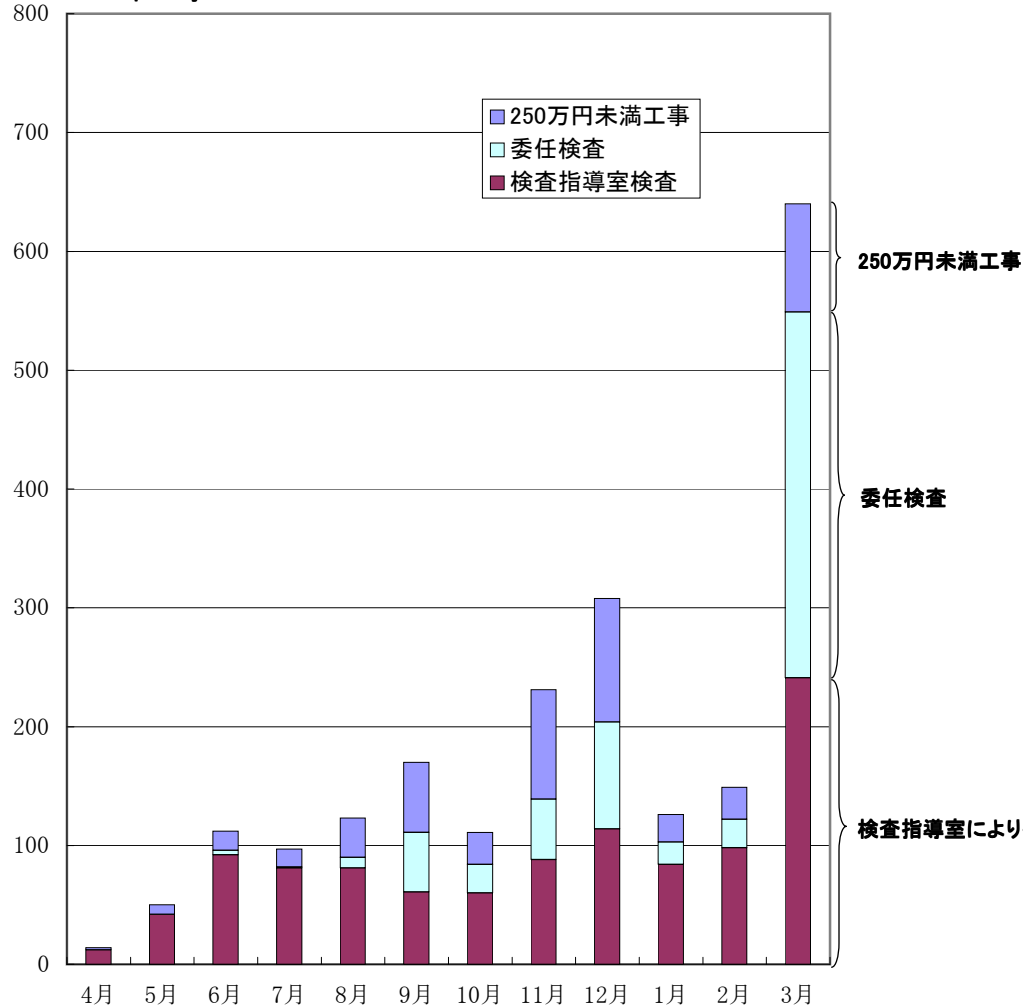
○市町村等補助	工事費区別				検査区別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
	125	5	11	7	148	148

○知事部局以外 執行機関	工事費区別				検査区別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
住宅供給公社	11				11	11
計	11				11	

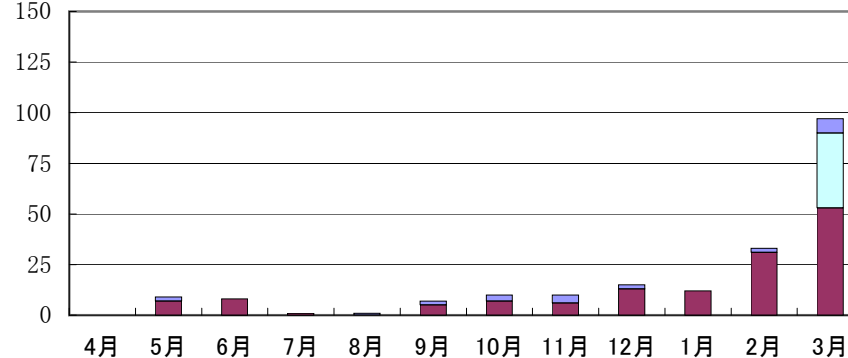
上段 中間検査
下段 完成検査

3) 月別県工事完成検査件数(県土整備部関係)

(件) <土木工事>



(件) <建築・設備工事>



年度末である3月に工事検査が集中しています。
年間を通じた工事検査の平準化が必要です。

* 契約金額250万円以上の工事については、検査指導室により検査を行いますが、必要と認めるときは、他に適当であると認められた者に検査を委任することができます。

2. 工事検査の結果

平成23年度に行った工事検査件数は 2,814件 であり、そのうち、工事関係書類又は工事現場での軽微な整備を必要とする指示事項は231件ありました。

なお、指示事項についての詳細は次頁を参照下さい。

県土整備部では、各建設部等に配置していた検査員を、工事検査の平準化や検査の質の向上を目的として、平成20年度より検査指導室に集約し、引き続き、目的物がよりよいものとなるよう、検査時において注意喚起や指示を行っております。

そのため、昨年度に比べ、指示を受けた件数は減少傾向にあります。

下記及び次頁の指示事項を参考に、和歌山県土木工事請負必携等を十分熟知の上、手直しのない工事施工になお一層の努力をお願いします。

また、それらの資料をもとに、工事監督職員に対して研修を行い、工事監督の徹底と職員間での情報の共有化や技術力の向上を図っています。

【 平成23年度の工事検査における主な指示事項の一例 】

関係書類	<p>○提出書類の不備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請負に関する書類の不備 施工体制台帳には、下請負契約書(写)を添付しなければなりません。(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し) また、変更契約した場合にはその契約書(写)も添付しなければなりません。 ・建退共(建設業退職金共済制度)の証紙の整理 建退共(建設業退職金共済制度)に加入している場合は、その証紙の適切な配布及び管理の確認ができるように整理しておく必要があります。 ・試験記録等の不備 適用される共通仕様書・特記仕様書に基づき、適切に測定・試験を行い、その記録を確認できるようにしておく必要があります。
写真撮影及び整理	<p>○不可視部の写真の不備</p> <p>工事完成後に明視できない箇所について、施工状況、出来形寸法、品質管理状況等の写真を適切に撮影しなければなりません。 また、各工種の各段階毎の仕上がり判る写真を適切に撮影しなければなりません。</p> <p>○現場掲示物の写真の不備</p> <p>現場には、建設業許可の標識の設置、建退共に関する掲示及び労災保険に関する掲示をしなければなりません。また、それらの内容を把握できる写真が必要です。</p>
品質管理	<p>○コンクリートの供試体の採取</p> <p>コンクリート圧縮強度試験を行うためには、供試体を打設場所で採取しなければなりません。供試体が当該現場の供試体であることが確認できる写真が必要です。</p> <p>○コンクリートの養生</p> <p>コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように養生しなければなりません。 また、その状況を把握できる写真が必要です。</p> <p>○プルフローリング試験</p> <p>道路土工(路床盛土工)及び舗装工(下層路盤)において、プルフローリング試験を実施する必要があり、監督員の段階確認及びその写真が必要です。</p> <p>○杭・柱状地盤改良工事</p> <p>支持地盤の確認方法を施工計画書に明記する必要があります。</p>
現場	<p>○コンクリート工におけるクラック発生及び破損</p> <p>○コンクリート工における施工又は仕上りの不良</p> <p>○後片付け不十分</p>

1) 平成23年度工事検査における指示事項一覧(軽微な整備を必要とするもの)

1. 土木工事指示事項分類表

区分	1 土木工事指示事項分類表																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手直し項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
件数	0	0	0	1	7	34	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 建築工事指示事項分類表

区分	2 建築工事指示事項分類表																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手直し項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
件数	0	0	0	8	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 設備工事指示事項分類表

区分	3 設備工事指示事項分類表																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手直し項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
件数	0	0	0	24	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0